

入学料免除・入学料徴収猶予 申請のしおり

《目次》

I 入学料免除・入学料徴収猶予の対象者	2
II 申込手順等	3
III 審査結果通知時期及び審査結果通知方法等について	6
IV 申請書（入学料免除・徴収猶予願）の記入要領	7
V 家庭調書の記入要領	7
(参考) 記入例・申請書類の提出例・基準表	9

《留意事項》

◆入学料の支払いについて

入学料免除・入学料徴収猶予の申請者は、許可又は不許可の通知があるまで入学料納付が猶予されます。したがって、その間、入学料を納付しないでください。（納付済の入学料は、入学料徴収猶予を申請しても一時返還はされません）

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquareに登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

（学生支援課学生支援係）

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

I 入学料免除・入学料徴収猶予の対象者

入学料免除・徴収猶予いずれの場合も、家計収入が基準額以下であることが前提となります。(13頁「家計基準」を参照してください。)

(1) 入学料免除の対象者

次の各号の一に該当する特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料の全額または半額が免除されることがあります。

- ① 入学前1年以内において、学部及び大学院に入学する者の学資負担者が死亡、又は、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ③ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合※

(※過去、学部入学者において「母子・父子世帯」「生活保護受給世帯」「障がい者がいる世帯」のうち複数に該当する場合に、免除対象となった事例があります。)

上記のとおり、入学料免除の対象となる条件が限られており、また、免除実施予算にも限りがあるため、例年、若干名の学生に限り免除を許可されている状況です。

入学料免除を申請する際は、対象者に該当するかを確認のうえ、申請してください。

(2) 入学料徴収猶予の対象者

次の各号の一に該当する場合、入学料の徴収を猶予されることがあります。(猶予が許可された場合の最終納付期限は2024年8月31日(土)です)

- ① 経済的理由によって期限までに入学料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 2023年4月から2024年3月までの間に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、期限までに入学料の支払いが困難であると認められる場合
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

Ⅱ 申込手順等

●申請期間

申請期間は以下の通りです。

【申請期間：4月4日（木）～4月18日（木）17：15】

※提出期限後の申請は受け付けられませんので、時間に余裕をもってご提出ください。

●必要書類

入学料免除・入学料徴収猶予を申請する場合は、次の書類を提出してください。

① 「入学料免除・徴収猶予願及び家庭調書」の提出

ホームページから「入学料免除・徴収猶予願及び家庭調書」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、上記期間までに学生センター内学生支援係窓口へ直接提出してください。

記入に当たっては、7頁目以降を参考にしてください。

【ダウンロード先 QR】 →



② 必要書類の提出（※注意：私費外国人留学生と日本人学生で書類が異なります）

下記を参照し、上記期間までに学生センター内学生支援係窓口へ直接提出してください。

【私費外国人留学生の場合】

添付書類 No	区分	必要書類
1	全員	私費外国人留学生経済状況申告書（HPよりダウンロード） ※「2. 家計の状況」における授業料支出額は、免除を受けない前提での金額（44,650円）となります。
2	全員	在留カード（写）（両面） ・ 在留カードについては、留学生本人が、コピーを用意してください。その際、裏面のコピー漏れがないように注意してください。（裏面に記載がなくても、必ず両面をコピーしてください。）
3	該当者のみ	「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」（HPよりダウンロード） ・ 同居の兄弟等で国立大学または国立大学院の就学者がいる場合のみ提出してください。
4	その他	必要に応じて本学が提出を求める書類

【日本人学生の場合】

- ① 家族全員について、次の頁の表を確認し、**該当するすべての書類**を提出してください。
- ② （写）と記載されている書類については、A4サイズにコピーしたもの（感熱紙不可）を提出してください。なお、提出された書類は返却できませんので、注意してください。
- ③ 様式1～8が必要な場合は、HPからダウンロードしてください。

提出書類 №	区分	必要書類	発行所等
1	就学者及び就学前の子を除く家族全員	所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・就学者及び就学前の子を除く家族全員が必要です。（専業主婦、年金受給者、予備校生を含む。） ・市町村に備付の様式がない場合のみ、「様式1 証明願」を使用してください。 ・就学者については、8頁「参考①」を参照してください。 	市区町村役所（場）
2	給与所得者	<p>（現在の勤務先に前年の1月以前から勤務している場合） 源泉徴収票（写）（2023年分）</p> <p>（現在の勤務先に前年の1月以降に就職・転職した場合） 「様式2 年収見込証明書」 <ul style="list-style-type: none"> ・年収見込証明書の提出が困難な場合は、直近3ヶ月分の給与明細書（写）を提出してください。なお、給与明細書が提出された場合の年収算定方法については、原則として3ヶ月分給与÷3×15で計算します。 ただし、パート、アルバイト等と明らかにわかる場合については、3ヶ月分給与÷3×12で計算します。 </p>	勤務先
3	自営業者等 （会社の代表を含む。） 雑所得のある者 （不動産所得・配当所得等）	<p>（前年の1月以前から行っている場合） 確定申告書（一表・二表・収支内訳書）（写）（2023年分） <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書等に受付印のあるものが必要です。 ・電子申告をした場合は、「申告内容確認書」に「受付結果（受信通知）」または「即時通知」を添付することによって税務署受付印とみなします。 ・受付印が無い場合は、確定申告書の欄外に申告者自身が申告の控えである旨を記入し、押印した上で提出してください。 ・確定申告の収入金額等の欄に給与所得の記載がある場合については、No.2の給与所得者にかかる書類についても提出してください。 ・確定申告をしていない場合は、市区町村長が発行する市民税申告書（写）等、2023年分の収入金額、必要経費、所得金額が確認できる書類を提出してください。 <p>（前年の1月以降に事業等を始めた場合） 事業主等の申立書（任意様式） <ul style="list-style-type: none"> ・最近2、3ヶ月分の収入金額、必要経費、所得金額がわかるもの、申請する月から新たに始める場合は上記の見込金額がわかるものを提出してください。 </p> </p>	税務署 市区町村役所（場） 事業主等
4	無職・無収入者 （専業主婦・就学者を除く18歳以上で就労可能な者）	「様式3 無職・無収入申立（証明）書」 予備校生等についても必要です。 証明者は就学者以外としてください。	親族等

5	退職者 (2023.4.1 ～2024.3.31の間に退 職した場合)	「様式4 退職等の証明書」 No.4及びNo.6の区分に該当していないか併せて確認してくださ い。 ※提出できない場合は、勤務を継続しているものとみなし、年 収算定に加算します。	退職前の勤務先
6	雇用保険受給資格者 (予定を含む。)	雇用保険受給資格者証 (全ページの写し)	公共職業安定所 (ハローワー ク)
7	年金受給者 (老齢、障害、遺族等)	公的年金等の源泉徴収票 (写) 又は年金額改定通知書 (写) 又 は年金振込通知書 (写) 等、最新の受給金額のわかるもの	市区町村役所 年金事務所等
8	傷病手当金受給者	傷病手当金支給決定通知書 (写) 等、受給金額のわかるもの	勤務先 年金事務所
9	生活保護受給者	保護決定通知書 (写) 等、最新の受給金額がわかるもの	市区町村役所
10	臨時所得 (2023.4.1 ～2024.3.31の間)	保険金支払証明書 (写) 等、所得額等がわかるもの	保険会社等
11	児童扶養手当 (母子・父子世帯の者 等)	児童扶養手当受給関係通知 (写) 又は振込通知書 (写) 等、最 新の受給額がわかるもの	市区町村役所
12	就学者 (本人、小・中学生を 除く)	「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」(国立大学のみ) 国立大学以外の学校については、学校指定の 「在学証明書」を提出してください。	各学校
13	障がい者	障害者手帳 (写) 等	市区町村役所
14	長期療養者 (6か月以上療養中又 は6か月以上の療養を 必要とする場合)	「様式6 長期療養に係る医療費控除金額内訳書」 (提出任意) 診断書 (写)、医療費等領収書 (写)、健康保険による医療給 付 (還付) の支払明細書等を添付すること。 (提出任意) ※領収書等がないものは認定されません。	学生本人等 医療機関
15	単身赴任者 (主たる家計支持者が 単身赴任している場 合)	「様式7 学資負担者別居 (単身赴任等) に係る経費控除金額申 立書」 (提出任意) 赴任先での最近1年以内の住居費、水道光熱費等の領収書 (写) を貼付すること。 ※領収書等がないものは認定されません。	家計支持者等
16	学資負担者死亡 (入学前1年以内)	死亡者の所得関係の証明書、退職金、保険金等の受給を確認で きる書類 (写)、戸籍抄 (謄) 本等	勤務先 市区町村役所
17	風水害 (入学前1年以内)	被災証明書 (罹災証明書)、被害額・補填額を 確認できる書類、所得税の確定申告 (写)	消防署 市区町村役所 保険会社等

18	申請者が勤労学生かつ家計支持者の場合 (夜間主コース学生・大学院の社会人学生に限る。)	所得証明書、源泉徴収票・確定申告書等所得に関する証明書(写)、本人の健康保険証(写)、世帯全員の住民票	勤務先 市区町村役所 父母等
19	父母ともに収入がなく、預・貯金を切り崩して生活している場合	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヶ月分の記帳部分)(写)	家計支持者等
20	その他	必要に応じて、大学が指示する書類	

※「児童手当」については、給付対象児童が世帯に含まれることを以て、給付額を世帯年収に加算しますので、証明書類等を提出する必要ありません。

Ⅲ 審査結果通知時期及び審査結果通知方法等について

●審査結果通知時期

6月上旬ごろを予定しています。

※書面での結果通知となります。(授業料関係通知送付先(本人又は保護者)へ郵送します。)

●審査結果通知方法

- ①「全額免除」となった者については結果をメールで通知します。(CampusSquareに登録されているメールアドレス宛にメールを送信します。)
- ②「一部免除」や「不許可」となった者については、結果を書面で通知します(授業料関係通知送付先(本人または保護者)へ、コンビニで使用可能な払込用紙と併せて、郵送します)。

※選考の結果免除候補者として通知される場合があります。詳細は通知文をご確認ください。

●入学料徴収猶予期間

入学料徴収猶予が許可された場合の猶予期間は以下の通りです。

【猶予期間：令和6年8月30日(金)まで】

なお、申請が許可されなかった場合等の入学料は、

結果が告知された日から14日以内に納付する必要があります。

※期間内に入学料を納付しない場合は除籍となりますので注意してください。

IV 申請書（入学料免除・徴収猶予願）の記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

1. 署名等

本人氏名欄、家計支持者（原則父母）氏名欄は各自が署名してください。

2. 申請理由

- (1) 申請時現在の状態で、申請に至った理由、家庭調書で表現できない事情等を詳細に記入してください。
- (2) 学資負担者が無職等の場合は、その年月、生活費の出所等を所定欄に記入してください。
- (3) 火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容、被害額（経常的に支出増又は収入減となる年間金額。保険、損害賠償等によって補填された金額を除く。）を家庭調書の「特別控除関係」欄に記入してください。
- (4) 金額単位は、千円未満切上げとすること。

V 家庭調書の記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

1. 「就学者を除く家族」欄

下記の①～④を確認のうえ、就学者を除く家族全員について「自宅・自宅外」のいずれかに○を付け、「続柄」、「氏名」等を記入してください。

- ① 家計支持者（原則父母）と同居の兄弟姉妹、祖父母も記入すること。別世帯であっても同居している場合は、記入が必要です。
 - ・別居であっても、家計支持者と生計を一にする者も記入してください。
 - ・別居独立の兄弟等については、記入する必要はありません。
- ② 本人が家計支持者（原則、夜間主コース、大学院の社会人学生である独立生計者）である場合、所得に関する証明書及び父母等の扶養親族ではないことを確認できる書類として本人の健康保険証の写し、住民票（本人用ではなく、同一世帯分）を必ず添付すること。所得に関する証明書等の必要な書類については、「II 提出書類及び添付書類」を参照してください。
- ③ 父又は母が死亡・生別の場合は、その年月等を「特別控除関係」欄に記入すること。
- ④ 「現在の職業」について、該当する項目が複数ある場合は、それぞれ○を付けること。
なお、前年の1月以降、該当するに至った場合は、その年月も記入すること。

2. 「本人以外の就学者」欄

8頁の「参考①」を確認のうえ、就学者全員について「続柄」、「氏名」、「学校名」、「学年※」等を記入し、各項目の該当する番号を○で囲んでください。※4月1日時点の学年で記入すること。

なお、予備校生等は、就学者には該当しませんので、注意してください。

兄弟等（小・中学生を除く。）が国立大学または国立大学院（公立学校は除く。）に在学している場合は、証明を受けた「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」に基づき、前年度（2023年4月～2024年3月）の授業料免除の有無等について記入すること。

●参考①

就学者とは、以下のア～クに在学する者であること。

- ア 小学校
- イ 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）
- ウ 高等学校（通信制高等学校、放送大学の特修生、中等教育学校の後期課程を含む。）
- エ 高等専門学校
- オ 短期大学
- カ 大学（大学通信教育部、大学院、専攻科、別科を含む。ただし、研究生、聴講生は除き、放送大学については全科履修生に限る。）、
- キ 盲、ろう、養護学校、
- ク 専修学校（高等課程、専門学校）

●注意

以下の学生等は、就学者として、認められないため「就学者を除く家族」欄に記入すること。

- ①各種学校（**予備校**など）生、②研究生、③聴講生、④科目等履修生、⑤浪人生、⑥防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校などの学生、⑦インターナショナルスクールの学生

●参考②

母子・父子世帯とは、家族構成が以下の何れかに該当する世帯であること。

- ア 母又は父、就学者または18歳未満の子
 - イ 母又は父、就学者または18歳未満の子、60歳以上で経済力のない祖父母
 - ウ 祖父母、就学者または18歳未満の子
- ※長期療養、心身に障がいがある等の理由により経済力のない人は、「就学者または18歳未満の子」と同様に扱います。

●注意

以下の場合には母子・父子世帯となりません。

- エ 母又は父、就学者または18歳未満の子、18歳以上の未就学者（「長期療養者」「心身に障がいがある」のどちらにも該当しない）

【記入例】

入学料免除・徴収猶予願

提出年月日を記入する。

年 月 日

入学年度を記入し、入学又は編入学のいずれかに○を付ける。

どちらかにチェックする。

編入学・再入学以外は、「1」と記入する。

小樽商科大学長 殿

入学年度： 年度 ※ (入学) 編入学 □学部 □大学院 学年： 年次

本人氏名： 学生番号：
※本人が署名すること

本人 TEL： - -
住所：〒 - -
連絡先：

家計支持者氏名：
※家計支持者が署名すること
(留学生および社会人学生は記入不要)

留学生および社会人学生は家計支持者氏名と家計支持者連絡先は記入不要

家計支持者 TEL： - -
住所：〒 - -
連絡先：

現在、入学料を納付することが困難なため、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

●申請内容 (いずれかに✓を記入) どちらかの欄に✓マークを記入すること (徴収猶予のみ申請可能です)

入学料免除・徴収猶予の両方
(入学料免除を申請した場合、入学料徴収猶予も同時に申請したものと取り扱います)

入学料徴収猶予のみ

●申請理由：世帯一人ひとりの状況等について、本人が詳細に記入すること。

学資負担者となるはずの父が、昨年10月に病気のため亡くなりました。
母は、父の看病に専念するため、昨年5月に退職しました。
昨年12月から、求職活動を続けていますが、なかなか仕事が決まりません。
私には、姉と弟がいます。
姉は、国立大学に在学中で、奨学金を受け、アルバイトもしていますが、授業料等の支払いで精一杯で、家計を助けられる状況ではありません。
弟は、まだ、中学生で家計を助けることはできません。
私は、奨学金を受ける予定ですが、今後の授業料の支払い等に備える必要があります。そのため、現在、私の家の家計から、私の入学料を支払うことができません。
以上の理由により、入学料の免除をお願いいたします。

学資負担者が無職の場合には、いつからその状況にあるのか、現在、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について記入する。

●家計支持者が無職等の場合、その年月、生活費の出所
母は、昨年6月以降、仕事をしていません。現在、求職活動中
定した収入を得られる仕事を探すことは難しく、再就職のため、
現在の収入は、遺族年金、児童扶養手当のみで、不足する分は、貯蓄を切り崩していますが、父の保険金を
闘病期間中の治療費等に使っていたこともあり、貯蓄も多くはありません。

該当する項目に○を付ける。

家庭調書

該当する項目に○を付ける。
また、前年の1月以降に該当するに至った場合は、その年月を記入する。

続柄	氏名	年齢	現在の収入形態(該当するものすべて○をつけてください)
本人	1. 自宅 2. 自宅外	才	①大学生 2. 大学院生
就学者を除く家族	父	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2023年1月以降の就職・転職の有無: 有(2023年2月~)・無 2023年4月以降の退職の有無: 有(年 月~)・無
	母	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2023年1月 2023年4月 2023.4.1~2024.3.31 までの間に、保険金等の臨時所得があった場合に○を付ける。
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2023年1月以降の就職・転職の有無: 有(年 月~)・無 2023年4月以降の退職の有無: 有(年 月~)・無
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2023年1月以降の就職・転職の有無: 有(年 月~)・無 2023年4月以降の退職の有無: 有(年 月~)・無
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2023年1月以降の就職・転職の有無: 有(年 月~)・無 2023年4月以降の退職の有無: 有(年 月~)・無

(注1) 前年の1月以降に就職・転職した場合は、その年月を記入してください。

(注2) 別居独立生計の兄弟等は記入しないでください。ただし、同居の祖父母等は記入し

国立の場合、前年度分の授業料免除の状況について、該当する項目に○を付ける。

続柄	氏名(才)	設置区分	在学学校(学年)	授業料免除状況 ※国立の就学者のみ	
				前期	後期
本人以外の就学者	1. 自宅 2. 自宅外	才	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 ④大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 ③半額
	1. 自宅 2. 自宅外	才	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) ⑦専修学校(専門課程) 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額
	1. 自宅 2. 自宅外	才	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額
	1. 自宅 2. 自宅外	才	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額
	1. 自宅 2. 自宅外	才	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額

(注1) 予備校生は就学者には該当しません。

特別控除関係	母子・父子世帯	父無: 生別・死亡 (年 月) ※死亡の場合のみ、年月を記入してください。 母無: 生別・死亡 (年 月) ※死亡の場合のみ、年月を記入してください。
	障がい者のいる世帯	続柄 () 障がい者(障がい者手帳 有・無) 手帳番号 () 母子・父子家庭の場合は、該当する項目に○を付け、該当するに至った年月を記入する。
	長期療養者のいる世帯	続柄 () 療養期間 年 月 ※1. 入院・2. 通院
	家計支持者別居の世帯	続柄 ()
	火災・風水害等の災害を受けた世帯	被害年月日 年 月 日 被害内容

申請書類の提出例

以下は、入学料免除及び徴収猶予の申請に必要な提出書類の一例です。

「確認書類の写し」を提出する場合は、A4サイズでコピー（感熱紙は不可）してください。

例 1 本人、父（給与所得者）、母（パート）、妹（大学生）、祖父（年金受給者）

共通	1 入学料免除・徴収猶予願・家庭調書
父	2 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	3 前年分の源泉徴収票の写し
母	4 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	5 前年分の源泉徴収票の写し
妹	6 「様式 5 在学状況及び授業料免除状況証明書」（国立以外の場合は、「在学証明書」）
祖父	7 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	8 直近の年金額改定通知書、年金振込通知書など年金の受給額が確認できる書類の写し

例 2 本人、父（失業中、雇用保険等の受給はなく無収入）、母（専業主婦）、妹（中学生）

共通	1 入学料免除・徴収猶予願・家庭調書
父	2 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	3 「様式 3 無職・無収入申立（証明）書」
	4 「様式 4 退職等の証明書」※2021.4.1以降に退職した場合のみ。
	5 預貯金通帳のコピー
母	5 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
妹	6 提出書類不要

例 3 本人、父（自営業者）、母（専業主婦）、妹（予備校生）、祖父（年金受給者・障がい者）

共通	1 入学料免除・徴収猶予願・家庭調書
父	2 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	3 前年分の確定申告書の両面及び収支内訳書の写し
母	4 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
妹	5 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	6 「様式 3 無職・無収入申立（証明）書」
祖父	7 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	8 直近の年金額改定通知書、年金振込通知書など年金の受給額が確認できる書類の写し
	9 障害者手帳の写し

例 4 本人、母（パート）、妹（小学生）※母子家庭で生活保護世帯

共通	1 入学料免除・徴収猶予願・家庭調書
母	2 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	3 前年分の源泉徴収票の写し
	4 生活保護受給証明書等の写し※最新の受給額が確認できるものを提出。
	5 児童扶養手当受給関係通知、振込通知書等の写し※最新の受給額がわかるもの。
妹	6 提出書類不要

例 5 本人、父（給与所得者※申請前1年以内に失業。雇用保険受給中）、
母（パート※昨年5月に転職）

共通	1 入学料免除・徴収猶予願・家庭調書
父	2 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	3 「様式4 退職等の証明書」※退職先からの証明が必要です。
	4 雇用保険受給資格者証（全ページの写し）
母	5 所得証明書（申請時点で入手できる最新のもの）
	6 「様式2 年収見込証明書」 ※転職先からの証明が必要です。

(参考) 家計基準・学力基準

家計基準

例：5人家族（本人，父，母，妹，祖母）の場合の家計基準

1. 世帯の状況

家族区分		収入区分	収入額
父	給与所得者	年収額（源泉徴収票の支払金額）	年額 4,550,000 円
母	パート	年収見込証明書による年間収入金額	年額 1,532,000 円
妹	公立高校生・自宅通学	収入なし	
祖母	年金受給者・障がい者	年金受給額	月額 70,000 円

2. 所得計算

（必要経費控除額の計算は、「(参考)総所得の算定方法」における「(2) 必要経費」を参照）

家族	所得金額
父	年収額 4,550,000 円－必要経費控除額（4,550,000 円×0.3＋620,000 円）＝2,565,000 円
母	年収額 1,532,000 円－必要経費控除額（1,532,000 円×0.2＋830,000 円）＝395,600 円
祖母	年金受給額（年額）840,000 円（70,000 円×12 カ月）－必要経費控除額（840,000 円）＝0 円
所得金額（合計） 2,960,600 円・・・(A)	

3. 特別控除額の計算（裏面の「(3) 特別控除額」を参照）

- ・本人（自宅通学） →280,000 円
- ・妹（公立高校・自宅通学） →280,000 円
- ・祖母（障がい者） →860,000 円

特別控除額（合計） 1,420,000 円・・・(B)

4. 認定所得金額の計算

認定所得金額 (A) － (B) = 1,540,600 円・・・(C)

5. 収入基準額（裏面の「別表 授業料免除に係る収入基準額表」を参照）

5人家族の基準額（学部） 3,600,000 円・・・(D)

6. 判定結果

(C) － (D) 1,540,600 円－3,600,000 円 = -2,059,400 円 ※収入基準額を下回っている。

→判定結果：選考対象に該当

(参考) 総所得の算定方法

(1) 総所得金額

総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、(2)の「必要経費」及び(3)の「特別控除額」を差し引いて得た金額をいう。

世帯の総収入金額には学生本人の収入(奨学金を含む全ての収入)を含まないものとする。ただし、独立生計者と認定された学生(配偶者がいるときは、配偶者を含む。)にあっては、奨学金以外の収入及び父母等から給付を受けている金銭、物品などの金額を含むものとする。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額によることとし、これにより難しい場合は、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いを準用する。

(2) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこととする。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

- ・収入金額が104万円以下の場合→収入金額と同額とする。
- ・収入金額が104万円を超え200万円までの場合→収入金額×0.2+83万円
- ・収入金額が200万円を超え653万円までの場合→収入金額×0.3+62万円
- ・収入金額が653万円を超える場合→258万円

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)の購入費を控除する。なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額(粗収入)のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額(粗収入)に加算することとする。

また、家計仕向け分(自家消費)も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6カ月間(※)における収入のみとする。

(※) 入学金免除・入学金徴収猶予の場合は、実施前1年間

(3) 特別控除額

・母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

A. 世帯を対象とする控除

特別の事情	特別控除額	
①母子・父子世帯であること。	490,000円	
②就学者のいる世帯であること。	・小学校児童1人につき 80,000円	
	・中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき 160,000円	
	・国、公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学 280,000円 自宅外通学 470,000円
	・私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学 410,000円 自宅外通学 600,000円
	・国・公立高等専門学校学生1人につき	自宅通学 360,000円 自宅外通学 550,000円

	・私立高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学 600,000 円 自宅外通学 800,000 円
	・国・公立大学学生 1 人につき ・自宅通学	自宅通学 590,000 円 自宅外通学 1,020,000 円
	・私立大学学生 1 人につき	自宅通学 1,010,000 円 自宅外通学 1,440,000 円
	・国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 170,000 円 自宅外通学 270,000 円
	・私立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 370,000 円 自宅外通学 460,000 円
	・国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 220,000 円 自宅外通学 620,000 円
	・私立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 720,000 円 自宅外通学 1,120,000 円
③障害者のいる世帯であること	障害者 1 人につき 860,000 円	
④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。	
⑤主たる学資負担者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を限度とする。	
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。	
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
(備考)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に申請者本人分は含まない。 ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B 欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合は B 欄の金額と授業料納入金額との合計額が A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。 ・ 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種により A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。 ・ A 欄の控除については、該当する特別の事情が 2 以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。 		

B:本人を対象とする控除

(大学・大学院)
自宅通学 280,000 円 / 自宅外通学 720,000 円

●別表 授業料免除に係る収入基準額表

【大学】

【大学院博士前期課程及び専門職学位課程】

※ () 内は、博士後期課程

区分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

区分		
世帯人員	1人	1,820,000円 (2,540,000)
	2人	2,900,000円 (4,040,000)
	3人	3,340,000円 (4,670,000)
	4人	3,640,000円 (5,070,000)
	5人	3,930,000円 (5,480,000)
	6人	4,120,000円 (5,740,600)
	7人	4,320,000円 (6,020,000)

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円(280,000円)をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

学力基準

(学部)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度において次表に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から70%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から80%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

ただし、研究指導教員又は履修指導教員の推薦により、授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者については、前年度において以下に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から75%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から85%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

3. 学力基準の特例

（1）2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

（2）「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に関わらず、前年度の修得単位数のみで判断することが適当でないと認められる場

(大学院)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度までに次表に掲げる単位数を修得し、かつ、前年度までの累積 GPA が2.1以上（「3. 学力基準の特例」に該当する場合は1.9以上）の者とする。

ただし、当該学生の成績評価にGPAが用いられていないときは、GPAの算出式によって得た値により判定する。

所属	修得単位数
博士前期課程	16単位以上
アントレプレナーシップ専攻	18単位以上
博士後期課程	6単位以上

3. 学力基準の特例

2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女